

## 財団法人地域伝統芸能活用センター寄附行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人地域伝統芸能活用センターと称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習（以下「地域伝統芸能等」という。）を活用した行事の実施、支援を行うこと等により、観光及び地域商工業の振興を図り、もって、ゆとりのある国民生活及び地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域社会の実現、国民経済の健全な発展並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施
- (2) 地域伝統芸能等を活用した行事の支援
- (3) 地域伝統芸能等に係る活動を行う個人又は団体に対する顕彰
- (4) 地域伝統芸能等を活用した行事等に関する情報の収集及び提供
- (5) 地域伝統芸能等を活用した行事等に関し独立行政法人国際観光振興機構に対する情報の提供等海外における広報宣伝
- (6) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び地域の商工業の振興等に関する調査、研究及び広報
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 財産及び会計

#### (財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

#### (財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

( 3 ) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

( 財産の管理 )

第 7 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

( 基本財産の処分の制限 )

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

( 経費の支弁 )

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

( 事業計画及び予算 )

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

( 暫定予算 )

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 事業報告及び決算 )

第 12 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

( 1 ) 事業報告書

( 2 ) 収支計算書

( 3 ) 正味財産増減計算書

( 4 ) 貸借対照表

( 5 ) 財産目録

( 6 ) その他必要な附属書類

( 長期借入金 )

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を受けるものとする。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

理事 25名以上30名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、副会長、理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を総理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐してこの法人の常務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残

任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員 の 解 任 )

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 役員 の 報 酬 等 )

第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

( 名 誉 総 裁 )

第 21 条 この法人は、理事会及び評議員会の決議により名誉総裁を推たいすることができる。

( 顧 問 及 び 参 与 )

第 22 条 この法人に、顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、この法人の事業遂行に関する重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 5 第 18 条第 1 項及び第 20 条の規定は、顧問及び参与について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 理 事 会

( 構 成 )

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権 能 )

第 24 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

( 種 類 及 び 開 催 )

第 25 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - ( 1 ) 会長が必要と認めたとき。
  - ( 2 ) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第26条 理事会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 この法人に、評議員30名以上35名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合におい

て、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。  
(評議員会)

第 33 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第 17 条第 6 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第 28 条から第 31 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 34 条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

3 前 2 項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第 35 条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 8 章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数

の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散することができる。

( 残余財産の処分 )

第38条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

( 設置等 )

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

( 備付け帳簿及び書類 )

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

( 1 ) 寄附行為

( 2 ) 理事および監事の名簿

( 3 ) 事業計画及び予算に関する書類

( 4 ) 事業報告及び決算に関する書類

( 5 ) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

( 6 ) 許可、認可等及び登記に関する書類

( 7 ) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

( 8 ) 理事及び監事の履歴書

( 9 ) 評議員及び職員の名簿及び履歴書

( 10 ) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。

## 第10章 補則

( 実施細則 )

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この寄附行為は、設立許可があった日(平成4年12月11日)から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第16条第1項の規定

にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立時における基本財産は、金 283,000,000 円とする。

#### 附則

1 この変更規定は、主務大臣の認可のあった日（平成 12 年 12 月 19 日）から施行する。

2 この変更規定の認可日において現任する顧問及び参与の任期は変更後の第 20 条第 5 項において準用する第 17 号第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

#### 附則

この変更規定は、主務大臣の認可のあった日（平成 15 年 7 月 23 日）から施行する。

#### 附則

この変更規定は、主務大臣の認可のあった日（平成 16 年 3 月 12 日）から施行する。

#### 附則

この変更規定は、主務大臣の認可のあった日（平成 19 年 4 月 20 日）から施行する。